

【NEWS RELEASE】

2025年5月9日

各 位

株式会社SMB C信託銀行

「スマート相続口座」に関する特許の取得について

株式会社SMB C信託銀行（代表取締役社長：萩原 攻太郎、以下、当行）は、高齢化社会において多様化するお客さまの資産承継ニーズにお応えするため、口座内資産をスムーズに承継可能な国内初となるサービス「スマート相続口座」を2020年よりご提供しています。

この度、本サービスに関し特許を取得したためお知らせいたします。

◆特許について

- ・発明の名称 : 銀行システム、銀行システムにより実行される方法およびプログラム
- ・特許番号 : 特許第7665290号
- ・特許登録日 : 令和7年4月11日
- ・特許権者 : 株式会社SMB C信託銀行

◆発明の内容

死因贈与契約による承継機能付き口座および承継手続きを管理する銀行システムの提供

◆スマート相続口座について

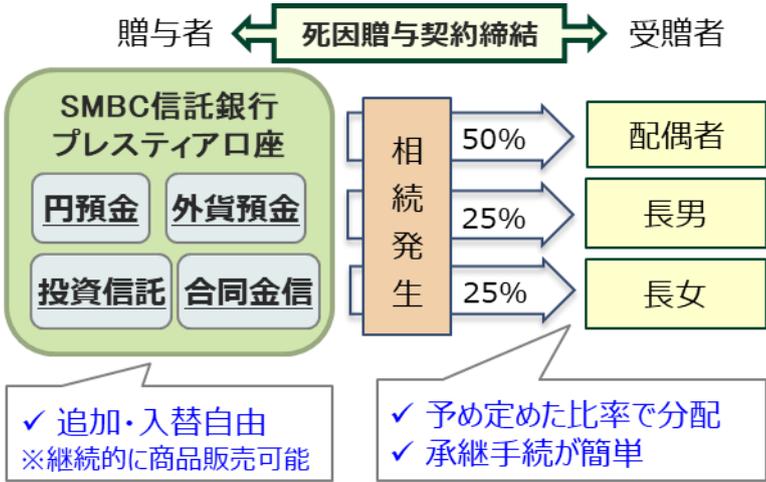
相続にまつわる手続きは、提出が必要な書類も多く、相続人同士の協議にも時間と労力がかかるなど、相続人の負担となっています。金融資産の種類が多岐にわたる場合は、資産の移管手続きにも手間と時間がかかります。

当行は、このような課題を解決するため、お客さまの事務手続き負担を極力削減し、分かりやすく・簡単・スピーディーな契約締結と資産承継の実現を目指し、「スマート相続口座」を開発しました。本サービスにより、口座内の資産は各受贈者への分配比率が予め定められているため、贈与者の死亡時は、この比率に従って承継を行うことができ、従来必要であった遺産分割協議書および戸籍謄本等の提出が不要となります。今般、このような仕組みが評価され、特許を取得しました。

また、2025年3月25日付のプレスリリース「スマート相続口座の金融機関向け提供開始について」（末尾概要記載）でお知らせの通り、スマート相続口座の運営ノウハウを活用し、金融機関向けに本サービスの「導入・技術支援サービス」の提供を開始しています。

当行は、今後も高齢化が生み出す多様な社会課題の解決に資する、独自性のある商品・サービスの開発・提供に努めてまいります。

1. スマート相続口座の概要

サービス名・ロゴ	 <p>スマート 相続口座</p> <p>(左記は、当行の登録商標です)</p>
販売開始	2020年7月15日
スキーム	<p>贈与者（顧客）と受贈者（配偶者や子世代）の間で、死因贈与契約を締結し、予め、各受贈者への分配比率を決めることで、相続発生時に当行は当該内容に従い相続手続きを実施します（遺産分割協議や戸籍謄本等の提出は不要です）。</p>
スキーム図	 <p>贈与者 ← 死因贈与契約締結 → 受贈者</p> <p>SMBC信託銀行 プレスティア口座</p> <p>円預金 外貨預金 投資信託 合同金信</p> <p>相続発生</p> <p>50% → 配偶者 25% → 長男 25% → 長女</p> <p>✓ 追加・入替自由 ※継続的に商品販売可能</p> <p>✓ 予め定めた比率で分配 ✓ 承継手続きが簡単</p>
サービスの特徴	<p>① 面倒な書類が不要。お手続きがスムーズに。</p> <p>② 電子契約でスピーディーに手続き。手数料は最大優遇時無料。</p> <p>③ ご契約後でも、口座の入出金や資産の入れ替えは自由。</p>
サービスの詳細	<p>https://www.smbctb.co.jp/service/sozoku/smart/</p>
主な効果	<p>① 「資産承継を意識する中高年層にとって魅力的な商品・サービスのご提供」 ⇒累計契約数 3,800 件以上、50 歳以上のお客さまの口座数増加</p> <p>② 「次世代のお客さまとの接点創出」 ⇒受贈者としてご契約手続きに参加</p> <p>③ 「相続事務手続き負担の軽減」 ⇒一般的な相続手続きに比べ、スピーディーな移管が可能</p> <p>④ 「相続承継の商品ラインナップの充実」 ⇒スマート相続口座を相続対策のエントリー商品として位置づけ</p> <p>⑤ 「お客さまのニーズにフィットしたご提案」 ⇒遺言信託※1 の直近約 1 年間※2 のご成約者の内、およそ 4 人に 1 人がスマート相続口座のご契約者。お客さまのライフプランや、相続への想いの変化に柔軟に対応</p>

※1：遺言信託は三井住友銀行の商品であり、当行は、三井住友銀行を所属信託兼営金融機関とする代理店です（媒介業務）

※2：2024年2月～2025年1月末（当行調べ）

2. 「導入・技術支援サービス」の主な内容

対象金融機関	国内の地域金融機関※3※4
導入時	① 組成上のアドバイス・コンサルティング ※5 ② 各種資料（契約書・マニュアル等）のご提供 ③ ノウハウのご提供（効果検証データ等）
期中（継続フォロー）	① 特許ライセンスのご提供 ② メンテナンス ⇒運用上のアドバイス（Q&A） ⇒各種資料・ノウハウ提供（更新情報等）

※3：「導入・技術支援サービス」のご提供にあたっては、事前に一定の審査がございます
場合によっては、ご希望に沿えないことがある旨、ご了承をお願いいたします

※4：スマート相続口座は、信託商品ではないため、導入にあたって信託業の免許（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく信託業務の認可）は不要です

※5：スマート相続口座のサービス内容につきまして、ノウハウを導入いただく金融機関において独自サービスにカスタマイズが可能です

以 上